

## 枚方市総合教育会議要領

平成27年 月 日制定

(趣旨)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（以下「法」という。）第1条の4の規定に基づき設置する枚方市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(出席者)

第2条 会議の出席者は、法第1条の4第2項に規定する者（以下「構成員」という。）のほか、会議のオブザーバーとして副市長、説明員として教育次長、管理部長、学校教育部長、社会教育部長、政策企画部長及び市長が必要と認める職員（以下「出席者」という。）とする。

(事務局)

第3条 会議の事務局は、管理部教育総務課が担当し、会議の庶務を行う。

(会議の招集等)

第4条 会議の招集は、会議開催の日時及び場所並びに会議の協議題を教育委員会に通知して、市長が行う。

2 前項の通知は、会議開催の前日7日までに行う。ただし、特に緊急を要するときは、この限りではない。

3 市長は、会議の協議題を決定しようとするときは、事務局を通じて、あらかじめ教育委員会と協議する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務について市長と協議する必要があると認めるときは、事務局を通じて、協議すべき具体的な事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(会議開催の周知)

第5条 市長は、会議の招集を出席者に通知したときは、すみやかに市役所本庁別館にある掲示板への掲示及び市ホームページへの掲載を行うものとする。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議の協議題の内容に枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号）第6条各号に該当する情報が含まれるときは、この限りではない。

2 会議の公開は、傍聴を認めることにより行う。この場合において、市長は必要があると認めるときは、抽選により傍聴人数を制限することができる。

3 傍聴の手続、傍聴者の遵守事項その他の取扱いについては、枚方市議会傍聴規則（昭和42年議会規則第2号）に準じる。

(議事録)

第7条 市長は、会議の終了後遅滞なく、その議事録を事務局に作成させる。

2 前項の議事録の内容は、協議の経過が分かるように、発言内容を明確にして記録することとする。

(議事録の公表)

第8条 前条で作成した議事録については、構成員の確認を受けて、これを行政資料コーナーへの配架及び市ホームページへの掲載をもって公表する。ただし、非公開とした協議題に係る会議の議事録については、この限りではない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会議が定める。

附 則

この要領は、平成27年10月23日から施行する。